

花巻市

埋蔵文化財保護に係る取り扱いマニュアル

花巻市教育委員会 教育部 文化財課

平成 23 年度作成

目次

- 1 埋蔵文化財の特性について
- 2 埋蔵文化財の保護について
- 3 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲
- 4 住宅建築・土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の取扱い
- 5 開発行為に伴う埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の位置及び範囲の確認方法
- 6 埋蔵文化財包蔵地内で工事を行う場合の届出等について
- 7 埋蔵文化財保護の取扱いについて
- 8 埋蔵文化財保護に関する問い合わせ先
- 9 埋蔵文化財保護の取り扱いに係るフローチャート
- 10 届出様式

1 埋蔵文化財の特性について

(1) 埋蔵文化財と遺跡

埋蔵文化財は、法では「**土地に埋蔵されている文化財**」（文化財保護法第92条）と定義されており、文化財の分類ではなく、埋蔵されている状態に着目して区分され、別個の保護制度の対象とされています。

埋蔵文化財は、住居跡や陥し穴のように過去の人間活動の痕跡を示す「**遺構**」と人間活動で使用された土器・石器・金属器、さらに考古学上意味をもつ動物遺在体や植物等も含む「**遺物**」に分けられます。

この「遺構」と「遺物」によって構成されている場所（土地）を「**遺跡**」と呼んでいます。

また、「**埋蔵文化財包蔵地**」は文字どおり文化財を埋蔵する土地のことであり、「遺跡」とほぼ同じ意味として用いられています。

(2) 埋蔵文化財の性格

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されているため一般にはわかりにくく、表面的な観察ではその内容を十分に把握できず、専門的な発掘調査のみによって、その内容が明らかにされるものです。しかし一方で遺跡は、一度発掘調査をすると二度と復元できないという面ももっており、さらには全く同じ遺跡が他に存在しないこともまた事実です。

埋蔵文化財はこれら相矛盾する性格をもっているため、文化財保護法では、土木工事等による事前の発掘調査はもとより、学術調査でさえも届出を必要とするように、その保護のための規制が加えられています。

また、他の文化財は指定等を受けて始めて保護の対象になりますが、埋蔵文化財についてはすべてが文化財保護法の適用を受けることになっています。

2 埋蔵文化財の保護について

(1) 埋蔵文化財の意義

わが国や郷土の歴史・文化を正しく理解するためには、的確で具体的な資料が必要になります。

埋蔵文化財は、長い歴史の過程において残ってきたものであり、それぞれが歴史的時間の重みを有しているとともに、それを作り出した人々・社会・地域・時代などの内容をそれ自体に内在させている歴史的・文化的な資料として価値をもったものです。また埋蔵文化財は、それ自体に内在する価値によって、現在の人々に精神的な面や創造活動において働きかけを有するという点で、まさに「貴重な国民的財産」といえます。

(2) 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の意義とその国民的財産としての重要性を踏まえるとき、学術的な発掘調査や保護・活用を前提とした調査以外は、できる限り現状保存してその活用を図ると共に、後世に伝えていくことが望ましい姿です。

しかし、限りある国土の利用を考えた場合、すべての遺跡を現状のまま残すことは不可能であるため、埋蔵文化財の意義と性格を留意しつつ、文化財保護側と開発事業者側は、相互の理解と調整により慎重かつ精密に発掘調査を行うことにより、記録保存し後世に伝えていく必要があります。

3 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

埋蔵文化財として扱う範囲については、次の①に示す原則に則しつつ、かつ②に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性を十分考慮して、必要に応じて定めるものとします。

①埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- (ア) おおむね中世※1までの遺跡はすべての埋蔵文化財の対象とする。
(イ) 近世※2に属する遺跡については、次に掲げるものについて埋蔵文化財の対象とする。

- ・城郭、城館等政治行政関連の遺跡
- ・窯跡、製鉄遺跡等生産業関連の遺跡
- ・寺社等宗教関連遺跡については、遺構等が明確な場合
- ・城下町、都市遺跡については、遺構等が明確な場合
- ・交通、運輸関連遺跡については、遺構等が明確な場合
- ・一般集落については、地域において特徴的な性格を有するもの
- ・その他地域において必要と判断されるもの

- (ウ) 近現代※3の遺跡については、地域にとって特に重要な意義を有する者を埋蔵文化財の対象とする。

②埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の残存状況、遺跡から得られる情報量を副次的要素とします。

※次に掲げる場合においては、遺物量が少量であっても発掘調査を要する範囲とする。

- ・旧石器時代及び縄文時代草創期、縄文時代早期の場合
- ・おおむね弥生時代後期から古墳時代相当期の場合
- ・おおむね古代後期から中世初期の場合
- ・その他地域において特に必要と認められた場合

「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」

(平成10年9月29日付け府保記第75号)

別紙1「発掘調査を要する範囲の基本的な考え方」より

※1 おおむね鎌倉・室町・安土桃山時代を区分

※2 江戸時代を区分

※3 明治時代以降を区分

4 住宅建築・土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の取扱い

宅地造成・住宅建築・道路工事・水道工事など掘削工事を伴うものを実施する計画策定にあたっては、事前に計画予定地内において埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の有無の確認が必要になります。埋蔵文化財包蔵地内において無届で掘削工事等を行った場合、花巻市教育委員会より工事中止命令がなされることもありますので、工事実施前には必ず埋蔵文化財の確認を行うようにしてください。

また、遺跡範囲の隣接地や、3,000 平方メートル以上の開発については、遺跡に該当していないなくても調査が必要となる場合がありますので、早期に確認、協議をしてください。

〔※関係様式
花巻市内における埋蔵文化財の取扱いに係るフローチャート図〕

5 開発行為に伴う埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の位置及び範囲の確認方法

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の位置及び範囲の確認は、遺跡地図によって行います。

遺跡地図には岩手県遺跡台帳（配布不可）と花巻市埋蔵文化財包蔵地分布図とがありますが、現在花巻市遺跡位置図については、公開配布に向け作成中であることから、お手数をお掛けいたしますが、照会様式 1 から 2 によりファックス・メール等で照会をお願いします。

〔※関係様式
照会様式 1
ファックス等での問い合わせに利用する様式で、押印は必要ありません。不動産鑑定・建築確認申請事前調査等、早急な回答が必要な場合、利用して下さい。なお回答は口頭または平易な文書の回答となります。
照会様式 2
記名・押印し提出していただく様式です。一般住宅・商業施設建築等、正式な文書による回答が必要な場合、利用して下さい。（確認後、回答まで 1 週間程度）〕

6 埋蔵文化財包蔵地内で工事を行う場合の届出等について

工事を実施する場所が、埋蔵文化財包蔵地内または近接地であり、工事により埋蔵文化財に影響があると判断された場合には、着手の 60 日前までに文化財保護法第 93 条に基づく発掘届を提出し、花巻市教育委員会による取扱いに対する指導を受けてからの工事着手となりますので、ご留意願います。

なお、無届による埋蔵文化財包蔵地内の工事が確認された場合、花巻市教育委員会より工事中止命令がなされることもあります。

やむをえない事由により 60 日前までに発掘届を提出することが難しい場合、着手日より最低 14 日以上前までに発掘届を提出するようお願い申し上げます。

〔※関係様式
発掘届様式 1-1 1 部
発掘届様式 1-2 1 部
発掘届様式 1-3 1 部
発掘届様式 1-4 1 部
※上記で 1 組です。提出部数が足りない場合は受理できませんので、提出部数に留意し提出して下さい。〕

7 埋蔵文化財保護の取扱いについて

埋蔵文化財保護に係る取扱いについては次の通りとなります。取扱い内容決定後、花巻市教育委員会から、文書により通知します。

※日程等で調整及び協議が必要になりますので、届け出の提出については余裕をもつて行うようお願いいたします。

取扱項目	内容	要する期間
(1) 本発掘調査	遺跡の表土を全面除去し、地下に残る遺構や遺物を精査して掘りあげ、詳細に記録します。	おおよそ2～3か月程度。 調査面積及び内容により 変更の場合有
(2) 試掘確認調査	本発掘調査の必要な埋蔵文化財の有無または密度を確認するため、工事予定範囲の一部を表土除去し、遺構や遺物を確認します。埋蔵文化財が確認された場合は、工事を一時中断していただき、本発掘調査を実施する場合があります。	1～7日。 調査面積により決定
(3) 立会調査	工事による掘削作業に当教育委員会職員が立ち会い、埋蔵文化財の有無を確認します。埋蔵文化財が確認された場合は、工事を一時中断していただき、本発掘調査を実施する場合があります。	掘削工事実施時 (要事前連絡)
(4) 慎重工事	遺跡内であることを認識の上、注意して工事等をしていただきます。埋蔵文化財が確認された場合は、その状態のまま速やかに当教育委員会へ連絡をお願いします。	—

8 埋蔵文化財保護に関する問い合わせ先

花巻市教育委員会 教育部 文化財課 埋蔵文化財担当

花巻市総合文化財センター

住所 〒028-3203

岩手県花巻市大迫町大迫第3地割39番地1

電話 0198-29-4567

ファックス 0198-48-3001

または

花巻市教育委員会 教育部 文化財課

住所 〒028-3163

岩手県花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

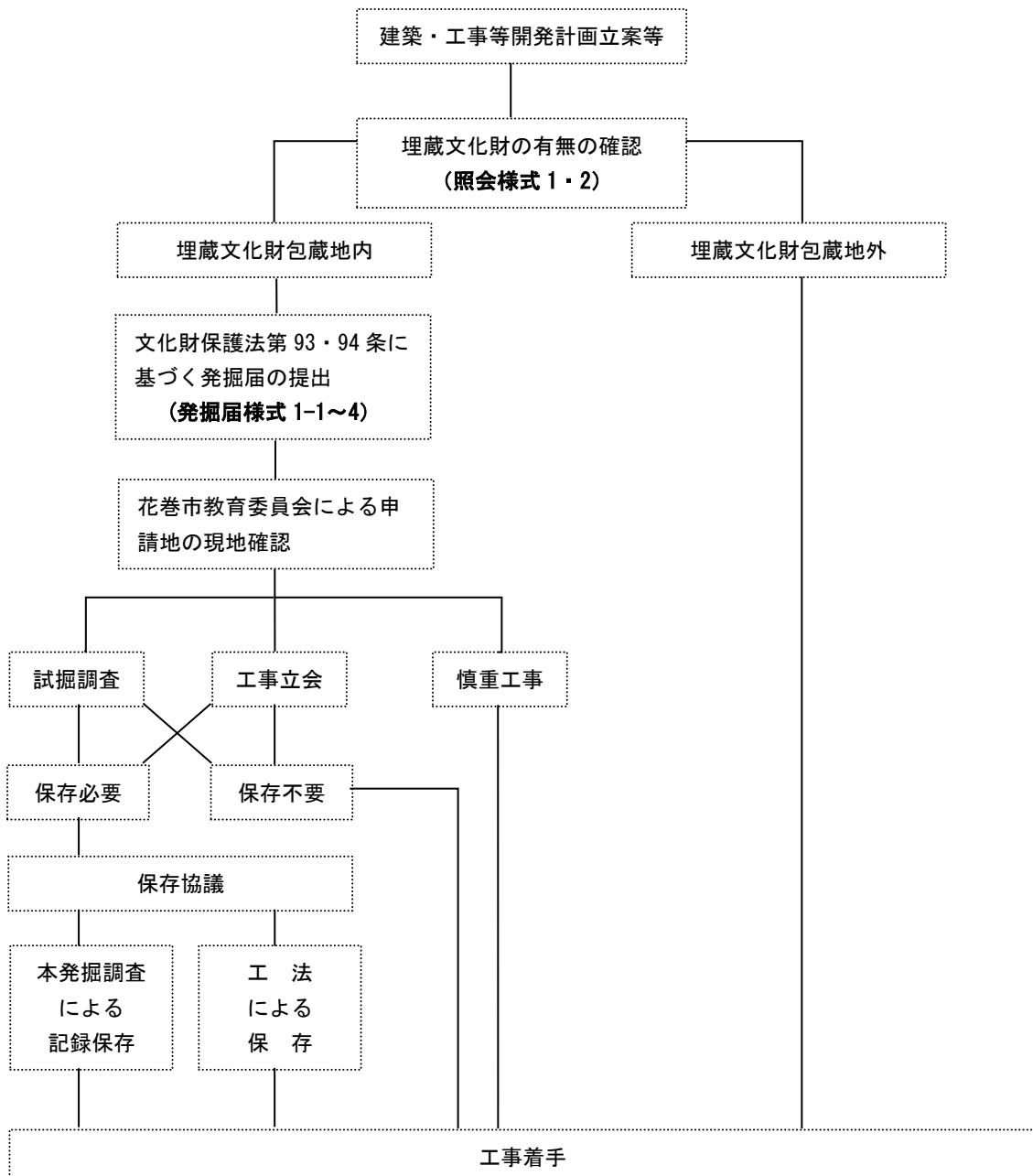
花巻市役所 石鳥谷総合支所

電話 教育委員会代表電話 0198-45-1311 (内線352)

ファックス 教育企画課共有 0198-45-1321

E-Mail:bunkazai@city.hanamaki.iwate.jp

9 花巻市における埋蔵文化財保護の取り扱いに係るフローチャート



《注》

花巻市教育委員会教育部文化財課では、農地転用申請時、建築確認申請時に無届で工事等が行われていないか確認しています。確認により発掘届の提出を求める場合がありますので、その場合は早急に届け出るようお願い申し上げます。

なお、無届で工事を実施した場合、工事中止命令を行う場合があり、その場合、花巻市教育委員会に顛末書を提出の上、取扱いについて指導を受ける必要があります。

また試掘調査が必要と判断された場合、調査に1~7日間程度を要する場合があります。

10 届出様式

埋蔵文化財保護に係る届出様式は次の通りです。

様式	提出部数	届出期限	備考
照会様式1(事前確認用)	1	必要な都度	文書による回答が不要な場合
照会様式2(建築工事関係)	1	必要な都度	文書による回答が必要な場合
発掘届様式1-1	1	工事着手の60日前	記名押印必要
発掘届様式1-2	1	工事着手の60日前	記名押印必要
発掘届様式1-3	1	工事着手の60日前	
発掘届様式1-4	1	工事着手の60日前	記名押印必要

※書類に不備がある場合は受理できませんので、あらかじめご確認・ご相談願います。

※やむをえない事由により60日以上前に発掘届を提出することが難しい場合、着手日より最低14日以上前までに発掘届を提出するようお願いします。

※94条による発掘届の通知（地方公共団体等が事業を行うために発掘する場合の様式1-1、1-2）は、届出者の押印が無くても受付可能です。

照会様式 1(事前確認用)

【照会欄】※必要事項に記入願います。

照会日			
照会場所 (面積は必ずご記入して下さい。)	住所: 花巻市		
	面積	敷地面積	m ²
	建築面積	m ²	
照会者	会社名等		
	担当者氏名		
	電話番号		
	ファックス		
	照会方法		
照会目的	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定 <input type="checkbox"/> 建築確認申請事前調査 <input type="checkbox"/> 一般住宅建築 <input type="checkbox"/> その他()		
回答希望日	令和 年 月 日 ※連絡先が違う場合は、その連絡先[]		

※照会時には案内図(住宅地図等)に建築位置及び範囲を記入し提出願います。

【回答欄】※記入は不要です。

上記の照会について、次の通り回答します。

- 遺跡内・近接地:埋蔵文化財保護のため発掘届の提出が必要になりますので、下記担当まで連絡願います。
- 遺跡に該当しないので、埋蔵文化財保護の取扱いは不要です。

[文化財課窓口・ファックス・メール受付]

花巻市教育委員会 教育部 文化財課 埋蔵文化財担当 総合文化財センター 電 話 0198-29-4567 ファックス 0198-48-3001 または 教育部 文化財課 電 話 0198-45-1311 (内線 352) ファックス 0198-45-1321	
---	--

照会様式 2 (建築工事および土木工事関係)

令和 年 月 日

花巻市教育委員会 様

申請者住所
申請者氏名

埋蔵文化財包蔵地の所在の有無について（照会）
このことについて、下記により計画しておりますので、当該地域の埋蔵文化財包蔵地の所在の有無について回答願います。

記

1 事業名及び建築等予定地域（住所）建築等の内容

住 所

事業内容

計画面積（敷地面積及び建物面積等）

2 建築等実施予定期間

開始見込年月日 令和 年 月 日

終了見込年月日 令和 年 月 日

3 回答連絡先

住 所

電話番号

氏 名

※担当者がいる場合は担当者の氏名の明記をしてください。

4 回答希望年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

1／2, 500前後の位置図

建築設計図面等がある場合は立面図・平面図・案内図（住宅地図等）

《注》計画等に影響がないよう調査依頼日から回答までは1週間程度かかりますので余裕をみて照会するようお願い申し上げます。

※ 電話及びファックス・メール等での問い合わせも可です。

記入例

令和〇〇年 〇月 〇日

花巻市教育委員会 様

申請者住所 **花巻市石鳥谷町八幡〇〇一〇**

申請者氏名 **花巻 一郎**

事前の確認は設計・施工業者でも可

埋蔵文化財包蔵地の所在の有無について（照会）

このことについて、下記により計画しておりますので、当該地域の埋蔵文化財包蔵地の所在の有無について回答願います。

記

1 事業名及び建築等予定地域（住所）建築内容

住 所 **花巻市石鳥谷町八幡〇〇一〇**

建築内容 **住宅建築 新築**

計画面積（敷地面積及び建物面積等）**800 m² (内敷地 800 m²、建物 400 m²)**

2 建築等実施予定期間

開始見込年月日 令和 〇〇年 7月 1日

終了見込年月日 令和 〇〇年 8月 31日

3 回答連絡先

住 所 **花巻市石鳥谷町八幡〇〇一〇**

電話番号 **0198-45-〇〇〇〇**

氏 名 **花巻 一郎**

※担当者がいる場合は担当者の氏名の明記してください。

4 回答希望年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

1／2, 500前後の位置図

建築計画図面等がある場合は立面図・平面図・案内図（住宅地図等）

《注》計画等に影響がないよう調査依頼日から回答までは1週間程度かかりますので余裕をみて照会するようお願い申し上げます。

発掘届様式 1-1

令和 年 月 日

花巻市教育委員会 様

住 所
氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出〔届出・通知〕について
標記について、関係書類を添えて届出ます。

記

- 1 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕別記2含む 1部
- 2 土木工事をしようとする土地及びその付近の地図並びに該当土木工事等の概要を示す
書類及び図面 1部
- 3 埋蔵文化財包蔵地発掘承諾書 1部

発掘届様式 1－2

第 号
令和 年 月 日

花巻市教育委員会 様

住 所
氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので文化財保護法(昭和25年法律214号)〔第93条第1項・第94条第1項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種別、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
- ※ S=1/2500程度の案内図
- ※ 建築設計図面等がある場合は、立面図・平面図

発掘届様式 1-3

別記 2

93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)

1. 所在地	花巻市		
2. 面積	m ²		
3. 土地所有者	氏名等： 住 所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
遺跡の名称	(-)		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 觀光開発 遺跡整備 その他開発()		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等： 住 所： 連絡先：		
7. 施行責任者	氏 名： 住 所： 連絡先：		
8. 着手時期	令和 年 月 日	9. 終了予定時期	令和 年 月 日
10. 参考事項			

指導事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他()
------	------	------	------	--------

[注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は花巻市教育委員会で記入。 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は、該当項目を○で囲み、当該項目のない場合は()内に記入

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

花巻市教育委員会
民間工事の場合は 93 条で届出扱い
公共工事の場合は 94 条で通知扱い
となりますので、ご留意願います。

卷市〇〇〇町 〇〇番地
卷一郎 印

埋蔵文化財発掘の届出〔届出・通知〕について
標記について、関係書類を添えて届出ます。

記

- 1 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕別記 2 含む 1部
- 2 土木工事をしようとする土地及びその付近の地図並びに該当土木工事等の概要を示す書類及び図面 1部
- 3 埋蔵文化財包蔵地発掘承諾書 1部

第 号
令和 年 月 日

花巻市教育委員会 様

住 所 花巻市〇〇〇町 〇〇番地
氏名等 花巻一郎 印

埋蔵文化財発掘の届出〔届出・通知〕について
周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので文化財保護法（昭和 25 年法律 214 号）〔 第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項 〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり〔届出・通知〕します。

記

記入例

別記 2

93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)

1. 所在地	工事等実施の住所 (花巻市〇〇町 〇〇番地)	
2. 面積	工事実施面積 (〇〇〇m ²)	
3. 土地所有者	氏名等: 花巻市〇〇町 〇〇番 別記2の土地所有者と様式1-4の承諾者は同一の方のお名前を記入してください。	
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 () 4 遺跡の種類・名称・時代については教育委員会で記入しますので空欄でかまいませんが、申請地の現状のみ記入願います。	
5. 工事の目的	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()	
6. 工事主体者	氏名等: 住 所: 実際の土木工事等を実施する業者名及び代表者氏名を記入してください	
7. 施行責任者	氏 名: _____ 住 所: 事務的な連絡が可能な担当者名・電話番号も明記してください。 また届出時において確定していない場合は「未定」とし、確定後速やかに連絡願います。	
8. 着手時期	令和 年 月 日	9. 終了予定時期 令和 年 月 日
10. 参考事項	実際の工事着手日を記入してください。	

指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
------	------------------------

[注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は花巻市教育委員会で記入。 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は、該当項目を○で囲み、当該項目のない場合は()内に記入。

発掘届様式 1－4

埋蔵文化財包蔵地発掘承諾書

令和 年 月 日

花巻市教育委員会 様

住所
氏名

印

下記土地内に発見された埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をすることを承諾いたします。

記

1 当該地の所在地

2 調査に使用する面積 m²

3 期 間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 その他（出土遺物の処理等）

文化財保護の立場から出土品について権利を放棄し、学術参考品とされることを承諾します

記入例

埋蔵文化財包蔵地発掘承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

花巻市教育委員会 様

住 所 花巻市〇〇〇町 〇〇番地
氏名等 花巻一郎 印

下記土地内に発見された埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をすることを承諾いたします。

記

1 当該地の所在地

花巻市〇〇町 〇〇番地 (別記2 1で記入した住所)

2 調査に使用する面積

〇〇〇m² (別記2 2で記入した面積)

3 期 間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

保護に係る協議後に記入しますので空欄で提出してください。

4 その他 (出土遺物の処理等)

文化財保護の立場から出土品について権利を放棄し、学術参考品とされることを承諾します